

社会福祉法人 蓮華園

認定こども園

島地シティ夜間保育園

重要事項説明書



地域と共に進化する総合福祉施設

認定こども園 島地シティ夜間保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 蓮華園
事業者の所在地	長崎県佐世保市柚木町1279番地1
事業者の電話番号・FAX	0956-46-0123 / 0956-46-0391
代表者氏名	理事長 桑原 節子
定款の目的に定めた事業	<p>「夜間保育所・保育所型認定こども園」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島地シティ夜間保育園 ・ 佐世保ステーション保育園 <p>「幼保連携型認定こども園」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赤崎青い実幼児園 ・ 江迎青い実幼児園 ・ 御堂青い実幼児園 ・ 歌ヶ浦青い実幼児園 ・ 佐々青い実幼児園 <p>「保育所型認定こども園」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塩浜青い実幼児園 <p>「障害者支援施設・事業所」</p> <p><居住支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 桜が丘学園（施設入所支援） ・ 桜が丘学園ケアセンター（共同生活援助） ・ 湖畔荘（共同生活援助） <p><通所支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 桜が丘学園（四季ヶ坂療育園）（生活介護） ・ 桜が丘学園日中一時支援 ・ 千草野学園（就労継続支援B型、生活介護） ・ さくら坂（就労移行支援、就労継続支援B型、自立(生活)訓練） ・ 波佐見授産場（就労継続支援B型） ・ 波佐見授産場日中一時支援 <p><住宅支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さくらんぼ（居宅介護、行動援護、重度訪問介護、移動支援） ・ 野の花（相談支援事業所） <p><緊急一時保護施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芙蓉荘（DV対応民間シェルター）

2 施設の概要

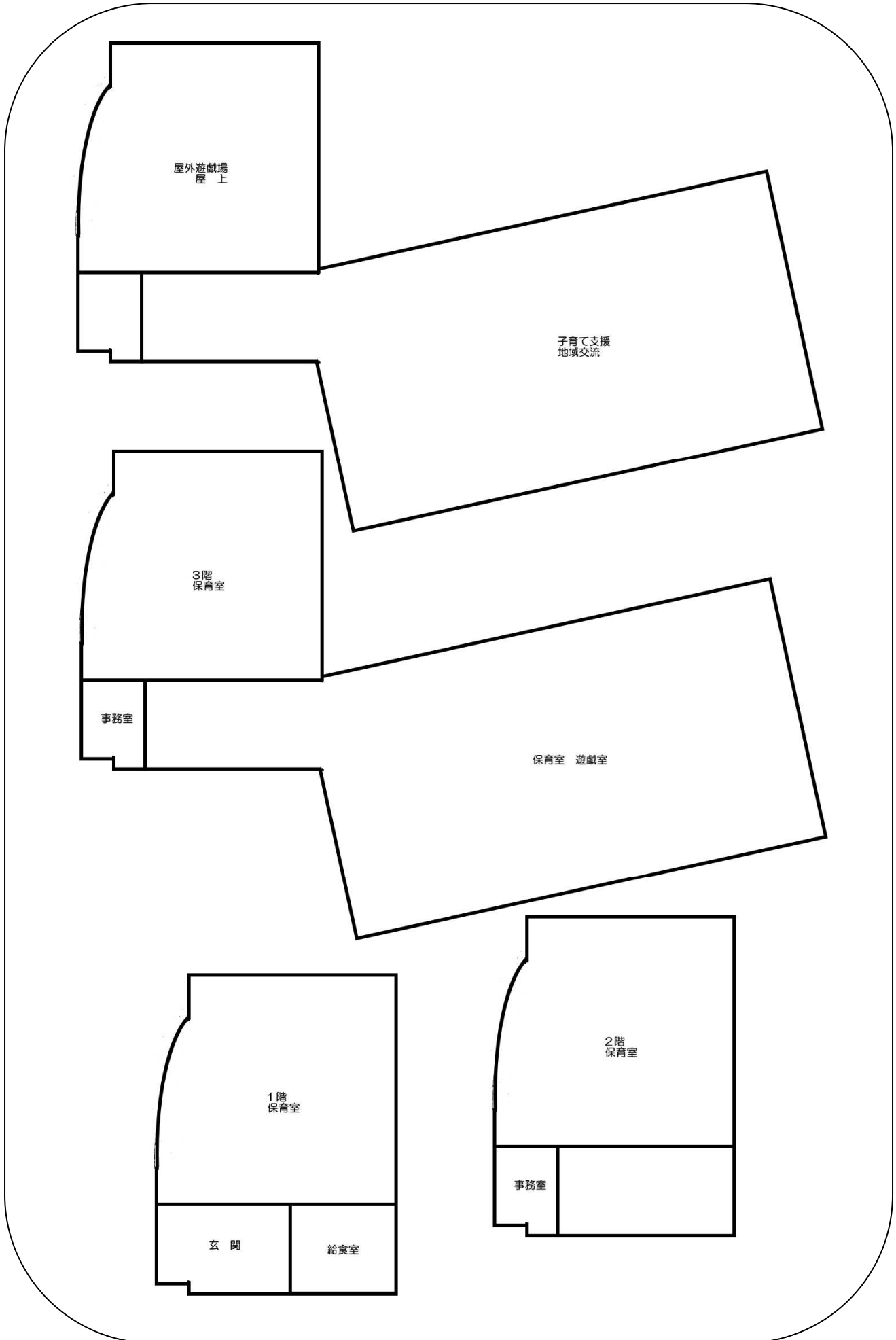
種 別	夜間保育所・保育所型認定こども園						
名 称	認定こども園 島地シティ夜間保育園						
所 在 地	長崎県佐世保市島地町5番10号						
電 話 番 号 ・ F A X	0956-23-0030 / 0956-23-3303						
施 設 長 氏 名	園長 桑原 静香						
開 設 年 月 日	平成 8年 7月 1日保育所認可 平成28年 3月31日認定こども園認定						
利 用 定 員 (年 齢 別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	3人	3人	4人
	2号定員	—	—	—	6人	6人	6人
	3号定員	3人	4人	5人	—	—	—
取 扱 う 保 育 事 業	夜間保育、一時保育（自主事業）、延長保育、子育て支援、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、障害児保育、学童保育（自主事業）						
事 業 所 番 号	4220251000873						

3 施設・設備の概要 ※別添可

敷地面積		479.30 m ²	
園舎	構造	鉄筋コンクリート造4階建て陸屋根	
	延床面積	505.91 m ²	
施設設備の 数と面積	乳児室・ほふく室	3室	31.90 m ²
	保育室	3室	175.24 m ²
	調理室	1室	13.29 m ²
	調乳室	1室	4.16 m ²
	浴室	3室	9.16 m ²
	幼児用トイレ	6室	24.34 m ²
	職員室	2室	19.75 m ²
	地域交流センター等	2室	56.98 m ²
	廊下・階段・ホール		140.61 m ²
	その他		15.67 m ²
	冷暖房完備、 防犯カメラ、 非常警報設 備、消火設備		
設備の種類	屋外遊戯場 262.74m ² 、屋上 47.10m ²		

園舎平面図 ※別添

園舎平面図



4 施設の目的、運営方針

目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供と推進に関する認定こども園法の規定により乳幼児を教育保育し、乳幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 1、子どもの最善の利益を最優先する 1、保護者に親切で信頼と安心を与える 1、保育士と保護者が子育てに夢と喜びを共有する 1、地域の全ての子どもと子育て家庭への相談支援を実施する 1、学校教育と保育を一体的に提供した総合的運営を行う 1、コンプライアンス（法令遵守）を徹底する 1、小学校教育につなげる質の高い幼児教育を実施する

5 職員体制

施設長	1人
主任	1人（常勤：1人、非常勤 人）
保育士	7人（常勤：5人、非常勤 2人）
調理員	2人（栄養士：0人、調理師 2人）
保育補助	2人（常勤：1人、非常勤 1人）
嘱託医	1人（常勤：人、非常勤 1人）
嘱託歯科医	1人（常勤：人、非常勤 1人）
嘱託薬剤師	1人（常勤：人、非常勤 1人）

6 教育・保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日まで（祝祭日、年末年始を除く）
教育週数	39週以上
休園日	<p>日曜日、祝祭日、年末年始</p> <p>1号は次の休業日までを加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 土曜日 (2) 夏季休業 7月24日から8月31日まで (3) 冬期休業 12月25日から1月7日まで

	(4) 学年末休業 3月25日から3月31日まで (5) 学年始休業 4月1日から4月6日まで (6) 開園記念日 設定する場合がある ※災害等により、公立校に準じて休園・遅延・早終などの対応となることがあります。
--	--

7 教育・保育を提供する時間

(1) 開園時間

月曜日から土曜日	午前6時50分から深夜2時00分まで
----------	--------------------

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	午前10時00分から午後2時00分まで
---------------	---------------------

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前11時00分から午後10時00分まで
延長保育時間	前：午前 6時50分から午前10時59分まで 後：午後10時00分から午前 2時00分まで

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前11時00分から午後 7時00分まで
延長保育時間	前：午前 6時50分から午前10時59分まで 後：午後 7時00分から午前 2時00分まで

8 利用料金

教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

	費目	1号認定子ども		2号認定子ども	3号認定子ども	備考
		1号認定子ども	新2号認定子ども			
	保育料 (利用者負担)	無償			保護者が居住する市町が定める利用料	
特定負担額	個人加入保険料	個人の契約保険料				
	入園事務手数料	1,000円				
実費徴収額 (主なもの)	給食費	6,100円/月・食		昼食6,100円/月 夕食1,000円/月	無料	
	預かり保育料	(14時～17時)	(6時50分～18時)			
		5,000円/月 400円/日	10,000円/月 450円/日			
		(17～18時)	(18～22時)			
		2,000円/月	3,000円/月			
	ベッドレンタル利用料	500円/月				
	子育て支援センター	必要に応じて実費				
絵本代	教育保育に係る実費負担月額370円～680円					
日用品、文具等 (教材)	教育保育に係る実費負担月額(入園時)120円～20,000円					
制服、制帽 (3号を除く)	教育保育に係る実費負担月額(入園時)5,000円程度					
その他	延長保育料	1時間延長：2,000円/月 2時間延長：3,000円/月 4時間延長：6,000円/月				
		1号：9時からの1時間前延長は無料 2号：10時からの1時間前延長は無料				
	一時保育料	2,500円/日(0～2歳児) 2,000円/日(3～5歳児) 短時間での利用の場合：1時間500円				
	夏季保育料	(9時～14時) 9,500円/月 400円/日	(9時～17時) 13,000円/月 450円/日			
	春季保育料	(9時～14時) 4,500円/月 400円/日	(9時～17時) 5,500円/月 450円/日			
冬季保育料	無料					

9 支払方法

- ・ 利用料(利用者負担)、給食費、ベッドレンタル利用代、預かり保育、延長保育料については、登録口座より毎月末日の引き落としとなります。日割りの延長保育料については、翌月初めまでに直接お支払い下さい。
- ・ 長期休業中の保育加算料は、各保育を申し込まれる際にご持参ください。

10 提供する教育・保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に基づき、質の高い幼児教育・保育を行う。

教育保育の目標

『健康で 明るく 何事もやり抜こうとする たくましい子ども』

- 1、基本的な生活習慣を身につける
- 1、友達との関わりを持ちながら遊びを十分に楽しむ
- 1、音楽リズム、絵画、言語など、表現活動を楽しむ
- 1、探究心を育て、創造性を養う
- 1、読書が好きになり、豊かな思考力を養う
- 1、食育指導全体計画により食を営む力の基礎を養う

〈毎日の教育・保育の流れ〉

（月～金曜日） 3歳未満児の保育の流れ										
時間	8:30	10:00	13:00	15:30	18:00	20:00	22:00			
	登園開始	随時登園 自由遊び	排泄 朝のおやつ 朝の挨拶	活動 給食	片付け 読み語り	午睡・休息 おやつ	帰りの挨拶 絵本遊び 設定保育	夕食	自由遊び 読み語り 就寝	延長保育 保育時間終了
（月～金曜日） 3歳以上児の保育の流れ										
時間	8:30	9:00	10:00	13:00	14:00	17:00	18:00	20:00	22:00	2:00
1号認定	登園開始	登園開始	朝の挨拶 絵本遊び 年齢別クラス活動	給食 片付け 自由遊び	自由遊び 教育時間終了	随時降園 一時預かり (在園児型)				
2号認定	登園開始	随時登園 自由遊び			読み語り 午睡	おやつ	活動	夕食 片付け	自由遊び 随時降園 読み語り 就寝	延長保育 保育時間終了
（土曜日）										
時間	8:30	10:00	12:00	15:30	17:00	18:00	20:00	22:00	2:00	
共通	登園開始	随時登園 自由遊び	朝のおやつ(3号) 朝の挨拶 活動	給食 片付け	読み語り 午睡	おやつ	活動	夕食 片付け	随時降園 自由遊び 読み語り 就寝	延長保育 保育時間終了

<教育・保育計画（年間）>

※各クラスの年間教育・保育計画、年間行事予定表は別添

<クラス編成>

年 齢	ク ラ ス 名
0 歳 児	向 日 葵 組
1 歳 児	向 日 葵 組
2 歳 児	薔 薇 組
3 歳 児	梅 組
4 歳 児	桃 組
5 歳 児	桜 組

未 満 児

以 上 児

11 給食等について

	提 供 内 容						園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	10 時 おやつ	給食（昼食）		3 時 おやつ	給食（夕食）		
		主食	副食		主食	副食	
0 歳児	○	○	○	○	○	○	(1050kcal) 約 50%
1 歳児	○	○	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	○	○	
3 歳児		○	○	○	○	○	(1400kcal) 約 40%
4 歳児		○	○	○	○	○	
5 歳児		○	○	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

給食、おやつは園内で手作りしています。給食の献立は健康状況や発達を配慮し、栄養士が各年齢に合わせた栄養、カロリー計算のもと、四季や行事を盛り込んだ彩りや盛り付けをし、成長発達に即したバランスの良い栄養価による給食を実施しています。また食育の観点から、子ども達が色々な味に慣れるため、メニューは2週間ごとに繰り返すサイクルメニューとなっています。季節によって異なるメニューを2回ずつ取り入れることで子ども達は季節を実感し、色々な味を覚えることができます。

食育は、栄養ある給食を取るだけでなく、食育ボードによる栄養学習や子ども達自身が野菜や果物を栽培、収穫することで食の大切さを学んでいきます。また皆で一緒に食べることを楽しみながら食事のマナーや片付け方などを身につけます。離乳食、アレルギー対応除去食にも対応します。

毎月第2木曜日に愛情弁当の日もあります。

<衛生管理について>

- ・給食担当者及び乳児担当者は毎月1回、その他の職員は年1回検便を行っています。
- ・害虫駆除は定期的に、年6回専門業者により実施しています。
- ・保健所による年1回の調理室立ち入り検査があります。(指摘事項は特にありません)
- ・レンタルベッドは定期的な専門業者でのクリーニングにより、衛生的、清潔に管理しています。
- ・各クラス換気、消毒し、室内環境を適切に調整しています。

<アレルギー対応について>

当園は、国が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、**認定こども園島地シティ夜間保育園**アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

症状等の特徴を正しく把握した上で、医師、保護者との連携を図りながら取り組んでいます。また緊急時には全職員が対応できるようマニュアルを作成すると共に、定期的にご家庭から医師の診断による食事指導指示書を提出して頂き、状態に応じた対応をしています。除去を考慮した献立や代替食を提供すると共に、作業過程での混入を避けるため、原材料表示の確認、誤食防止の体制作りをしています。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園時に必要な書類

- ・入園申込書
- ・保護者の連絡先を明確にするもの
- ・児童の育ち体調や健康に関するもの(既往症、アレルギー、離乳食について)
- ・個人情報保護申請書
- ・食事指導指示書

(2) 入園時にご用意いただくもの

<以上児>

体操服袋、体操服、シューズ、パジャマ、パジャマ袋、コップ、コップ袋、
歯ブラシ、
教材(別紙にて)、通園リュック・制服類(別紙にて)、バスタオル

<未満児>

手拭きタオル、口拭きタオル、教材(別紙にて)、通園バッグ・遊び着類(別紙にて)、バスタオル

(3) 毎日持参いただくもの

〈以上児〉

通園リュックの中に、おたより帳、着替え、ビニール袋、歯ブラシ、コップ（袋に入れて）、ハンカチ、ティッシュ、水筒

〈未満児〉

通園バッグの中に、連絡帳、着替え、オムツ、手拭タオル（1、2歳児）、口拭きタオル、食事用エプロン、ビニール袋、水筒、お尻拭き・哺乳瓶（0歳児）

(3) 服装について

〈以上児〉

制服、制帽(チャッピー帽)、歩きやすい靴
自分で着脱しやすく活動しやすい服装
(活動の中で汚れたりほつれたりする場合があります)

〈未満児〉

自分で着脱しやすく動きやすい服装、歩きやすい靴

※ 登園後は活動に応じ、以上児は体操服や遊び着に着替えます。未満児は毎日遊び着を着用します。フード付きの洋服は事故防止のため着用を控えて下さい。

(4) その他ご用意いただくもの

その都度、必要に応じて担任よりお知らせ致します。

13 利用にあたっての留意点

・ 認定の変更について

- ・ 退職や就労開始等、保護者の就労形態の変更があった時
- ・ 満3歳の誕生日を迎えられた時

・ 退園について

- ・ 保護者からの申し出があった時
- ・ 利用継続が不可能であると市が認めた時
- ・ 保育料滞納（3か月の滞納）した時
- ・ その他、転居など利用継続の支障または困難が生じた時

※ 上記の場合退園の届け出が必要です。

14 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・保護者が責任を持って園内へ連れて来て頂き、確実に保育士に引き渡して頂きますようお願いいたします。
- ・車での送迎については、車中からの飛び出し等に注意し、乗降については最後まで保護者が責任を持って行ってください。
- ・入園時に決められた保護者以外の方が連れて来られる場合は、必ず保護者自身が電話か直接お伝え下さい。
- ・保育料などの現金は、直接保育士へ手渡して下さい。
- ・登園時の検温は毎日お願いいたします。登園時の健康状態や気になる事は必ずお伝え下さい。
- ・登園は原則 10 時までをお願いいたします。
- ・当日に欠席又は登園が遅れる場合も 10 時までには必ずご連絡下さい。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ・園から引き渡し後は、園内であっても保護者が責任を持って降園頂きますようお願いいたします。
- ・車での送迎については、駐車場への飛び出し等に注意し、乗降については最後まで保護者が責任を持って行ってください。
- ・入園時に決められた保護者以外の方が迎えに来られる場合は、必ず保護者自身が電話か直接お伝え下さい。
- ・緊急の場合にお迎えが遅れたり、早まったりするときは電話でご連絡下さい。
- ・傘やレインコートなどを忘れないよう持ち帰って下さい。

15 認定こども園と保護者との連携について

朝夕の登降園時の挨拶と共に、園児の視診を行いながら毎日の様子や家庭での状況等を聞き取り、体調の変化や個別配慮が必要な場合は全職員での情報の共有化を行い、協力体制をとって見守るなど状況に応じた対応をしています。

特に3歳未満児については、連絡帳を用いて日常的なことも含め、こまめに連絡を取り合うようにしています。

登降園口にボードを設置し、様々な情報を提供しています。ホームページやメールマガジンの発行により、行事予定、育児情報、給食レシピなど子育てに役立つ情報を提供しています。

16 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

身体測定	全園児	毎月1回
園児健康診断	全園児	年2回(6月、12月)
歯科健診	全園児	年1回(6月)
尿検査	3～5歳児	年1回
その他、保護者の依頼により与薬を実施しています。 フッ化物洗口に関する説明会も実施しています。		

(2) 健康管理、病気のときの対応

- ・一人一人の生活リズムや食習慣などを把握し、発育発達に適した生活を送ることが出来るよう支援します。また嘱託医等による定期的な健康診断を行い、保育に活用すると共に保護者へ連絡し、健康状態を把握できる支援を行います。
 - ・保育中に体調不良や外傷が発生した場合には、子どもの状態等に応じて保護者に連絡すると共に、適宜嘱託医やかかりつけ医などと相談し、適切な処理を行います。
 - ・与薬は医療行為であり保護者の責任において行うものであることを鑑み、園での与薬は原則として行うことができませんが、医師から処方された薬に限りお預かりします(※投与の判断が出来るものに限ります)。1回分ずつに分けて持参し、与薬依頼書に全ての項目を記載の上、口頭でご依頼下さい。
 - ・職員は全て救急救命講習を受講しています。
 - ・万が一、保育活動中の怪我や事故の際は下記の医療機関の協力を得ます。時間外は救急病院、消防署等の指示により下記に限られません。なお治療費等については保育園が加入している「園児保険」、「保育園賠償責任保険」の限度額内となります。
- 外科：犬塚浩外科(Tel22-4224)、佐世保共済病院(Tel22-5136)、佐世保市総合医療センター(Tel24-1515)、内科：徳永内科(Tel22-2512)、佐世保共済病院(Tel22-5136)、佐世保市総合医療センター(Tel24-1515)、眼科：梶原眼科(Tel25-1181)、佐世保共済病院(Tel22-5136)、耳鼻科：スヲヤ耳鼻咽喉科(Tel22-5413)、佐世保共済病院(Tel22-5136)、歯科：アキラデンタルオフィス(Tel0120-54-4618)、佐世保共済病院(Tel22-5136)

17 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

- ・保護者にはかかりつけ医等の診察、治療の指導を受けるように助言します。
- ・蔓延防止策として、発生時には登降園口にて皆様にお知らせ致します。
- ・感染症に罹患していることが確定した時には、かかりつけ医の指示に従うよう協力を求めると共に、完治後の登園時期については学校保健安全法により出席停止期間を守ることを基本とします。登園の際は登園許可証、登園届が必要です。
- ・感染症が発生した場合は必要に応じて市役所、保健所に連絡し、その指示に従います。

18 障害児保育について

保護者、主治医や関係機関との連携を密にすると共に、必要に応じ療育機関等の専門機関からの助言を受けるなど適切な対応を図ります。他の子ども達との生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけながら、支援のための計画を個別に作成するなどの適切な対応を図ります。

19 医療的ケアが必要な児童の保育について

必要に応じて他の機関と連携すると共に、作成した個別支援計画や記録を活用するなどし、子どもと家族を支援する体制を築きます。また個々の保護者の思いや意向、要望、悩みや不安に対して知識や技術、専門性を活かしながら個別支援を行っていきます。

20 虐待の防止のための措置について

虐待の疑いのある子どもの早期発見に努め、その家族に対する適切な対応により、子どもの生命の危機、心身の障害の発生の防止に努め、子どもの人権の擁護、虐待の防止のための推進を講じます。又、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市子ども支援課、佐世保こども・女性・障害者支援センター等の適切な機関に通告し、連携した対応を行います。

21 園医

以下の医療機関（小児科・内科）と園医として委嘱しています。

医療機関の名称	徳永内科小児科
医 院 長 名	徳 永 正 樹
所 在 地	長崎県佐世保市京坪町4-1
電 話 番 号	0956-22-2512

22 園歯科医

以下の歯科医と園歯科医として委嘱しています。

医療機関の名称	アキラデンタルオフィス
医 院 長 名	須 田 晶
所 在 地	長崎県佐世保市島瀬町9-17-2F
電 話 番 号	0120-54-4618

23 園薬剤師

以下の薬剤師を園薬剤師として委嘱しています。

医療機関の名称	健薬局
薬剤師名	眞子 純
所在地	佐世保市常磐町8-12長谷川ビル
電話番号	0956-25-6820

24 地域防災拠点、広域避難場所

認定こども園近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	島瀬公園
広域避難場所	島瀬公園
その他	第一避難場所は園庭、第二避難場所は島地町公園、第三避難場所は島瀬公園です。

25 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当認定こども園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	佐世保警察署 23-0110 京町交番 22-9426
消防署	佐世保消防署 23-5121
佐世保市役所	保育幼稚園課 24-1111 (内線 5431)

26 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、通報、その他必要な訓練を実施しています。

総合的な安全計画は別途作成し、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む園での活動や取り組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について、年間計画を定め、児童の安全に関する取り組みを進めてまいります。

防火管理者	園長 桑原 静香
-------	----------

消防計画届出年月日	佐世保市消防局中央消防署 平成26年10月 4日
避難訓練	消防訓練12回(消防署立合有) 避難訓練12回、 通報訓練6回 地震避難訓練1回、風水害避難訓練1回 防犯(不審者対応)訓練1回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知機、耐震構造建物

27 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。(園内の事故については下記の保険の限度内の補償となります。)

保険の種類	全国社会福祉協議会「しせつの損害補償」 独立行政法人振興センター「災害共済給付」
保険の内容	賠償責任、個人情報漏洩、子育て支援傷害事故補償、 災害における損害賠償補償
保険金額	死亡事故支払額上限1億円

28 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価	実施方法：自己評価表 公表方法：情報公開資料
外部評価 《※外部評価は努力義務》	実施方法：保護者アンケート 公表方法：園便り、情報公開資料

29 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	役職氏名 主任保育士 田端 宏充 電話番号 0956-23-0030	
相談・苦情解決責任者	役職氏名 園長 桑原 静香 電話番号 0956-23-0030	
第三者委員 《※第三者委員は任意》	村上 則夫	電話番号 090-9493-1634 役職・肩書等 長崎県立大学名誉教授
	永田 章	電話番号 0956-68-3350 役職・肩書等 社会福祉法人黎明館理事長

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄

関の入り口にご意見箱を設置しています。

30 地域の育児支援について

親子交流	・園庭、園内開放 ・園体験 ・出前保育	毎週火・木曜日 10時～12時 月2回 第1、第3週の月曜日 13時～15時 第2、第4週の金曜日 13時～15時
訪問相談	電話による相談や訪問相談の希望は随時	

31 その他保護者に説明すべき事項

- ◎ 漢字保育、数遊び
石井式漢字保育を取り入れ、就学後の学びの基礎を培います。漢字絵本遊び、諺や俳句の暗唱、掛け算九九、百玉そろばん、時計遊びなど楽しく取り組みます。
- ◎ 食育
給食の時間に食事マナーや3色栄養素分け、行事食や季節の素材について知ったり、クッキング活動や食物の栽培などを通して食べ物の大切さや作ってくれる人への感謝の気持ちを育んだりなど、多角的に食育への取り組みを行います。
- ◎ 虫歯を防ぐため、ブラッシング指導と共にフッ素洗口も行っています。(希望者のみ)
- ◎ 個人保険への加入を全園児にお願いしています。
- ◎ 小学校との連携
小学生や他園児と交流や教職員間の情報交換により、小学校と連携して子ども達の社会性を育み、就学への期待感を高め、「小1の壁」をなくしていきます。
- ◎ 学童保育
小学生の放課後、長期休暇時の受け入れも行っていますので、ご相談ください。
- ◎ 個人情報保護
個人情報は公に必要な場合を除き本人の許可なく第三者に提供しません。
詳しくは「個人情報アンケート」をご覧ください。

以上